

スロバキア共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約 8 条)	
II ルー トの選 択基準		日本人か外国人かにかか わらず本ルー ト	
III 作成すべき 文書等 (訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部	
IV 訳 文		スロバキア語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	